

令和 8 年第 6 回

荒川区教育委員会定例会

令和 8 年 3 月 2 7 日

於) 特別会議室

荒川区教育委員会

令和8年荒川区教育委員会第6回定例会

1	日 時	令和8年3月27日	午後3時00分
2	場 所	特別会議室	
3	出席委員	教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員	阿 部 忠 資 繁 田 雅 弘 長 島 啓 記 八 木 敦 子 中 澤 礼 子
4	出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 教 育 施 設 課 長 教育施設担当課長 学 務 課 長 指 導 室 長 教育センター所長 生涯学習課長 書 記 書 記 書 記 書 記 書 記	菊 池 秀 幸 浦 田 寛 士 井 上 千 恵 福 木 妙 子 渡 辺 裕 登 下 条 知 淑 塩 尻 浩 篠 原 啓 輔 原 田 正 伸 大 西 寛 和 齋 藤 一 幸 吉 田 夏 彦 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第 7 号 荒川区教育委員会事務局の人事について

議案第 8 号 荒川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

議案第 9 号 幼稚園教育職員の初任給、昇給及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

議案第 10 号 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 11 号 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 12 号 荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

議案第 13 号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 14 号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 15 号 指導主事の任用について

議案第 16 号 荒川区立学校等の園長、副園長、校長及び副校長の任用について

(1) 報告事項

ア 学校建替えに伴う教育センター等の機能移転について

イ いじめ重大事態発生について

ウ 令和 8 年度社会教育関係団体への補助金について

エ 伝統工芸技術継承者育成支援事業におけるステップ 2 への更新について

オ 令和 7 年度「奥の細道矢立初めの地子ども俳句相撲大会」の結果について

(3) その他

- 教育長** ただいまから荒川区教育委員会令和８年第６回定例会を開催いたします。

出席者数の御報告を申し上げます。本日５名出席でございます。

議事録の署名委員は、繁田委員及び中澤委員にお願いいたします。

１１月２８日開催の第２２回定例会及び１２月１２日開催の第２３回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、確認していただきました。

本日、特に委員から御意見がなければ承認したいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 教育長** それでは承認いたします。

続きまして、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。本日は、審議事項１０件、報告事項５件でございます。

まず初めに、議案第７号「荒川区教育委員会事務局の人事について」、教育総務課長から説明をお願いします。

- 教育総務課長** それでは、議案第７号「荒川区教育委員会事務局の人事について」御説明申し上げます。内容でございます。かいつまんで御説明申し上げます。学務課長には現人材育成担当課長の町田。指導室長には現教育センター所長の塩尻。新設される登校・放課後サポート課長には現子ども家庭総合センター相談担当課長の古賀。そして、教育センター所長に東京都教育庁グローバル人材育成部・主任指導主事の三田をそれぞれ任命するものでございます。併せて職を解くものとしまして、現学務課長の渡辺が障害者福祉課長へ、現指導室長の下条が府中市立住吉小学校長。そして、教育センター所長の塩尻が指導室長に転任ということでございます。

大変雑駁ではございますけれども、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 教育長** ただいまの説明について、質疑等はございますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

- 教育長** ないようであれば質疑を終了いたします。御意見はございますか。大丈夫でしょうか。

〔「なし」の声あり〕

- 教育長** 討論を終了いたします。議案第７号について異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 教育長** 議案第７号については、異議ないものと認めます。

それでは、議案第７号「荒川区教育委員会事務局の人事について」は、原案のとおり決定いたします。

それで、今ここに記載があるとおり、渡辺さんが障害者福祉課に異動します。渡辺課長は長いこと教育委員会にいましたので、コメントをお願いします。

- **学務課長** 教育委員会は長くいましたが、指導室の係長からそのまま令和6年度より、学務課長を2年間拝命いたしました。この間、繁田先生、長島先生には2年間お世話になりまして、八木先生、中澤先生には、今年度1年間大変お世話になりました。先生方の貴重な御意見や率直な御要望などをお伺いさせていただくうちに、学務課としても、こういった方向に持っていっていいのかとか貴重な御提案となりまして、有識者の先生方の御意見というのが、教育行政を進めるのにすごく役立っているというのをかなり実感いたしました。

この後、福祉部のほうで障害者福祉の行政に携わりますが、教育委員会で培ったことは忘れずに、これからは区長部局になりますが、教育行政がよりよいものになることを、区長部局と教育委員会が協力してできるように頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。2年間ありがとうございました。

- **教育長** では続きまして、下条室長。
- **指導室長** 指導室長の下条でございます。私自身はこの3月末をもちまして3年間の指導室長の任期を解かれまして、新しく府中市立住吉小学校の校長に着任することになりました。私もこの荒川区の教育の向上に、私なりに全力投球をさせていただき、本当に今思うと駆け抜けてきたあっという間の3年間でございました。この3年間の経験というのは、私自身にとっても何も代え難い宝物また誇りでございます。また、昨日指導主事ラインとの引き継ぎをしたのですけれども、また4月からさらにパワーアップして、荒川区の教育を高めていっていただける方々を今回お招きすることができました。本当に安心しております。

私自身は本当に微々たるものだったのですけれども、やはり子どもたち、先生方の何らかの力になれたということ pensando、また新しい学校で、今度は府中市の子どもたちのために頑張っていきたいと思います。少し距離は離れますけれども、心はいつまでも荒川区の応援団でいたいと思っています。本当に先生方ありがとうございました。

- **教育長** 塩尻センター所長が指導室長ということで、センター所長としての思いを。
- **教育センター所長** 話す機会を頂きましてありがとうございます。先生方、本当に1年間どうもありがとうございました。いなくなるわけではございませんが、本当にこの1年間、センター所長は多分一番学校に近い位置にいましたので、先生方の御意見を反映させるということが、センターの業務を進める上でとても大切だったと思っております。こうやって学校に近くて、学校の支援ができるというところを喜びにしながら今年1年間取り組んでまいりました。来年は立場を1つ席をずらして、またこの場で先生方の意見を受けまして、よりよく荒川区の教育行政を進めていきたいと思っておりますので、引き続き、御協力をどうぞよ

ろしくお願いいたします。

○**教育長** ありがとうございました。

次に、議案第 8 号「荒川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」について、教育総務課長から説明をお願いします。

○**教育総務課長** それでは、議案第 8 号につきまして御説明申し上げます。

提案理由は、荒川区教育委員会事務局の組織改正に伴って、こちらの事務局処務規則を改めるものでございます。内容に入ります前に背景を申し上げますと、本年 1 月 23 日の第 2 回教育委員会定例会におきまして、こちら付議をさせていただき、原案どおりの決定を頂いた後に、荒川区議会の 2 月会議にて、組織に関する条例改正の手続がなされた上で、本規則を改めるものでございます。

したがいまして、かいつまんで御説明申し上げます。内容につきましては、さきの総合教育会議にも議題に上がったものでございます。内容の 3 番でございます。子ども家庭部児童青少年課が所管するにこにこすくー事業と学童クラブ事業、そして、教育総務課のほうで学校安全対策に関する事業、こちらを併せて新しく令和 8 年 4 月 1 日から登校・放課後サポート課で事業の実施をしていくものでございます。一体的な業務運営を教育委員会事務局の中で進めていくというところで、関係の条文につきましては、次ページ以降でございますけれども、こちらは割愛させていただきます。

大変雑駁ですけれども、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ありがとうございました。ただいまの説明について御質疑等はございますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○**教育長** ないようであれば質疑は終了いたします。御意見等はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**教育長** 討論を終了いたします。議案第 8 号について御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**教育長** それでは、異議ないものと認めます。

議案第 8 号「荒川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」につきましては、原案のとおり決定いたします。

次に議案第 9 号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、議案第 10 号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第 11 号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」はいずれも関連がありますので、一括して説明を受け、質疑を行った後、1 件ずつ

決を採ることにしたいと存じますが、御異議はございますか。よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**教育長** 異議なしということで、そのように取り扱います。

それでは、教育総務課長から御説明をお願いします。

○**教育総務課長** それでは、議案第9号から第11号につきまして、一括して御説明申し上げます。こちらの議案を付議する経緯につきまして、改めて御説明を申し上げますと、こちらもしきの令和8年1月23日の教育委員会の定例会におきまして、御審議いただきました「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、同じく2月会議にて当該条例が議決されたため、関係する教育委員会規則におきましても、改正をする必要があるため付議をさせていただくものでございます。

ここで一度、可決いたしました条例の内容について、背景といたしまして御説明を申し上げます。改正条例では、管理職員の特別勤務手当につきまして、週休日以外の日の支給対象時間を、これまで午前0時から午前5時までのところを、前日の午後10時から翌日の午前5時までと2時間拡大してございます。この手当につきましては、もともとの管理職手当を補完する形で、管理職員の勤務のうち週休日などにおける勤務、または週休日以外の日の午前0時から午前5時までの間においての勤務に対して支給するものでございます。こちらを背景といたしまして、規則においてもこの適正化を図るものでございます。

それでは資料の11ページでございますけれども、まず議案の第9号につきましては、給与にどのように反映させていくかというところの算定ルールの見直しでございます。こちらは経験年数の号給への加算方法を改めるものでございまして、現状では3で割って得られた数を給与の号給として加算していましたが、改正後では12で割って、4を掛けて得られた数を給与の号給として加算するといったものでございます。こちらにつきましては、3年単位で大まかに捉えていた計算式をより細分化した算定方式へと改めるものでございます。これによって教員等がそれまで積み上げてきたキャリアをより正確かつ公平に給与へ反映できる仕組みへと改善するものでございます。具体的な内容につきましては、13ページ、14ページとなっております。

続きまして、議案第10号、管理職手当の増額についてでございます。資料は15ページでございます。こちらは園長及び副園長の管理職手当の増額でございます。管理職が担うべき重責を正に評価して、その職務に見合った手当額へと引き上げを行うものでございまして、組織のリーダーシップを安定させるための措置ということでございます。こちらの具体的な内容につきましては、17ページでございます。改正前、改正後というところで御覧いただければと存じます。

最後に議案第 11 号、資料は 19 ページでございます。管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大とその整理でございます。先ほどの説明と重複すると存じますが、主に災害対応や緊急事態など、管理職が夜間や休日に対応した際に、支給される手当を前日の夜 10 時から 2 時間を拡大するものでございます。こちらにつきましては、21 ページ、22 ページの文言整理ということで、修正させていただくものでございます。

以上の改正につきましては、いずれも特別区人事委員会の承認を得た適正な内容でございます。教育環境の安定に直結するものということで、御理解賜ればと存じます。

大変雑駁ですが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 教育長** ありがとうございます。ただいまの説明について、御質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

- 教育長** ないようであれば質疑を終了いたします。

議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 11 号につきまして意見はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

- 教育長** 討論を終了いたします。議案第 9 号につきまして、御異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 教育長** 異議ないものと認めます。議案第 9 号「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定いたします。

続いて、議案第 10 号について、御異議はございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 教育長** 異議ないものと認めます。議案第 10 号「幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 11 号につきまして、異議はございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 教育長** 異議ないものと認めます。議案第 11 号「幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 12 号「荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、議案第 13 号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第 14 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」はいずれも関連がございますので、一括して説明を受け、質疑を行った後、1 件ずつ決を採ることとしたいと思いますが、御異議はございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 教育長** 異議なしということで、そのように取り扱います。

それでは、教育総務課長から説明をお願いします。

- 教育総務課長** それでは、議案第１２号から第１４号につきまして、こちらを一括して説明を申し上げます。

まず、こちらの議案を付議させていただく背景でございます。複雑化する教育課題に対して組織的な対応力が不可欠となっている今、これに対しまして東京都につきましては、全国に先駆けて独自に主任教諭という職を創設して、現場の実務リーダーとして活用していた背景がございます。今回の大きなトピックといたしましては、国がこうした東京都の取組に、東京都の背中に追いついたという形でございまして、国がこの新しい法的な枠組みをこちらの荒川区の規則に正しく反映させていくという、そうした背景があるということをお酌み取りいただいた上で、議案第１２号の方から御説明を申し上げます。

議案第１２号につきましては、学校教育法等の改正に伴い、荒川区立学校の管理運営に関する規則を改めるものでございまして、資料は２３ページでございます。こちらはその法律上におきましては、「主務教諭」と国は整理してございますけれども、本区におきましては、引き続き慣れ親しんだ呼び名でございまして、「主任教諭」として位置づけさせていただくこととでございます。こちらは管理職と教諭の間を取り持つような役割ということで、若手教員への助言や支援を行うこと、管理職を支える主幹教諭を補佐することを職務とさせていただきたく存じます。幼稚園につきましても併せて準用規定を改めまして、主任教諭を明確に書き起こして規定の適正化を図るものでございます。そうしたものを盛り込んだものが２５ページから２７ページ、文言を整理させていただくというのが、議案第１２号でございます。

続きまして、議案第１３号と第１４号につきましては、こちらはさきに説明を申し上げました、この第１２号の改正に伴う形式的な文言整理ということで御理解を賜れればと存じます。第１３号につきましては期末手当、第１４号につきましては勤勉手当に関する規則でございまして、恐れ入ります、私がページ数を申し上げてございませんでした。第１３号につきましては２９ページでございます。第１４号につきましては３３ページ以降のものでございます。大変失礼いたしました。

どちらも第１２号で独自の条文を新設したことに合わせまして、手当の算出ルールにおいて、条文番号などを正しく書き換えるものでございまして、内容自体に実質的な変更はございません。組織改正に合わせました事務的な修正ということで、御理解を賜れればと存じます。

大変雑駁でございますけれども、御説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 教育長** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますか。

大丈夫ですか。

〔「なし」の声あり〕

- 教育長** 質疑を終了いたします。議案第１２号、議案第１３号、議案第１４号につきまして、意見はございますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

- 教育長** 討論を終了いたします。

議案第１２号について御異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 教育長** 異議ないものと認めます。議案第１２号「荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第１３号につきまして、御異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 教育長** 異議ないものと認めます。議案第１３号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第１４号について、御異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 教育長** 異議ないものと認めます。議案第１４号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定いたします。

次に議案第１５号「指導主事の任用について」指導室長から説明をお願いします。

- 指導室長** では、議案第１５号「指導主事の任用について」御説明を申し上げます。指導主事とは、学校の営む教育活動自体の適正な管理を促進するために、校長及び教員に助言指導を与えることを職務として、教育委員会事務局に置かれる職でございます。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編制、様々な専門的な指導に関する職務を行う職でございます。

こちらにおきましては、職務は同じなのですが、任用のされ方に一部違いがあります。「充て指導主事」と、それから「固有指導主事」という言い方をします。指導主事につきましては、その職務が教員の職務内容と密接な関係がございまして、公立学校教員をもって指導主事に充てることができるということがございます。その指導主事が職務に従事している間、その教員は教員の職務に従事をしない、これを「充て指導主事」「充当指導主事」と言います。

また、一方「固有指導主事」というものもございまして、こちらのほうは区市町村の職員でございまして、法的配置の権限は各区市町村にございます。区市町村からの派遣要望に応

じまして、東京都教育委員会と個別に協定を締結して、教育管理職候補者の合格者を派遣していただいているという位置づけでございます。任用の仕方が少し違うということを御理解いただければと存じます。

では1番、統括指導主事（固有）でございます。こちらの新規派遣でございますが、現在指導主事でございます、河波友記が新たに統括指導主事に昇任して着任ということになります。

2番、指導主事（固有）の新規派遣でございますが、こちらは現在東京都教職員研修センターで勤務している指導主事の森山雄樹が、荒川区の指導主事として着任いたします。

3番を御覧ください。指導主事（充て）でございます。こちら現在第四中学校の主任教諭の長谷川公平が指導主事として、荒川教育委員会に着任するものでございます。

4番を御覧ください。統括指導主事・指導主事の転出でございますが、こちらは2名でございます。原田正伸統括指導主事が、足立区立第十二中学校の校長に昇任して着任いたします。そして、板橋誠司指導主事でございますが、大田区立大森第六中学校の主幹教諭として転出いたします。こちらを踏まえまして、以下参考欄、新年度体制を御覧いただけたらと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 教育長** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質疑はございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」の声あり〕

- 教育長** 質疑を終了いたします。議案第15号につきまして、意見はございますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

- 教育長** 討論を終了いたします。

議案第15号につきまして、異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 教育長** 異議ないものと認めます。議案第15号「指導主事の任用について」は原案のとおり決定いたします。

原田統括指導主事が足立区の校長先生、それから、大西統括が教育センターに異動ということでございます。2人いつも出席していただいておりますので、原田統括は荒川区が長かったですけれども、改めて原田統括から御挨拶をお願いします。

- 原田統括指導主事** 教育委員の皆様、こんにちは。荒川区教育委員会には荒川区立第五中学校の教員から荒川区の教員生活が始まりまして、五中で4年、教育委員会指導室で10年、教

育センターで1年、荒川区で合計15年間お世話になりました。この荒川区では、教員時代から指導主事、統括指導主事と様々なことを学ばせていただきました。私が身につけた知識や経験を足立区の学校で存分に発揮させていただければと思います。下条室長もおっしゃられておりましたが、私も荒川応援団として足立の地で頑張っていきたいと思います。様々な御指導いただきまして大変ありがとうございました。

○**教育長** 大西統括からも一言お願いします。

○**大西統括指導主事** 私も1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。来年度からは教育センターの統括指導主事になりました。今はうまく言葉ではまとまってないのですが、今年度やってきたこと、昨年度やってきたことを今振り返っています。自分のやってきたことを整理して考え直して、来年度につなげていけたらいいなと考えています。令和8年度も荒川区におりますので、またいろいろ御指導いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○**教育長** 原田統括は私が教育部長のときに既にいらしたので、私が教育長として戻ってきたときも、やはり顔を拝見したときに安心感があって、その当時支えてくれた方がまだいらしたというのは非常にありがたかったなと思っています。これから、足立区でもぜひ頑張ってください。大西統括も指導室からセンターにということで、センター所長とまた原田統括とこの2人転任といいますが、替ってしまうということもあって、経験のある大西統括にしっかり教育センターを守ってほしい、そういう思いから教育センターで頑張ってもらっています。新たに来る三田所長を支えながら、ぜひこれからも大西統括に頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、この件につきましては以上といたします。

続きまして、議案第16号「荒川区立学校等の園長、副園長、校長及び副校長の任用について」指導室長から説明をお願いします。

○**指導室長** では、議案第16号「荒川区立学校等の園長、副園長、校長及び副校長の任用について」御説明申し上げます。令和8年4月1日付、荒川区立幼稚園長及び汐入こども園副園長並びに同区立小学校及び中学校の校長及び副校長の任用を行うものでございます。併せまして、令和7年度末をもって退職する教育管理職を報告するものでございます。

なお、任用の仕方が少し変わりますので冒頭御説明をさせていただきます。令和8年度末年齢が61歳、62歳の管理職となる者を「特例任用管理職」、そして、同年度末年齢が63歳から65歳となる「暫定再任用管理職」という呼び方をいたします。こちらのものは単年度ごとに選考がございまして、その都度、管理職任用の可または不可という審査がございまして、今回も、現任校において特例任用管理職及び暫定再任用管理職を継続する者につつま

しては、この表に含めて、併せて御報告をさせていただくものでございます。

では、まず1番、幼稚園長でございます。町屋幼稚園園長兼第七峡田小学校の校長として浪江泰弘が東京都教育庁人事部の管理主事から昇任で兼務となります。

次に汐入こども園の副園長としまして、現在汐入こども園の主任教諭である桐谷昌代が昇任して着任をいたします。

3番、校長でございます。(1)小学校でございます。人数が多いので御覧いただきたく存じますが、新たに着任する者について触れさせていただきます。第七峡田小学校の校長は、今申し上げました浪江泰弘が昇任して着任いたします。そして、第二日暮里小学校の校長に足立区立青井小学校の副校長の三宅美穂子が昇任して着任するものでございます。

次に退職でございます。第二日暮里小学校の校長、池田真由美が勸奨退職ということになります。

次のページでございます。転出でございます。現在、第七峡田小学校の校長である関川浩でございますが、新たに大門小学校の主幹教諭、新人育成担当ということで、転任となります。

次に中学校でございます。中学校も新しく着任する者と異動というところだけ紹介させていただきます。第七中学校の校長として、足立区蒲原中学校の副校長から佐藤正敏が昇任して着任いたします。また現在、第七中学校の校長である千葉貴が原中学校の校長に転任いたします。

そして転出でございますが、現在原中学校の校長である村松弘一が、江戸川区立小岩第四中学校の校長に転任いたします。

副校長でございます。副校長も新しく着任する者を中心に説明させていただきます。まず小学校です。第三峡田小学校の副校長として、葛飾区立柴原小学校の高橋伸弥副校長が転任いたします。第四峡田小学校には、北区立豊川小学校の主幹教諭である小林愛作が昇任して着任いたします。また第九峡田小学校には、利島村立利島小中学校の副校長の亀井久土が転任してまいります。そして、尾久第六小学校副校長には北区立十条小学校の副校長の松澤明が転任してまいります。そして、赤土小学校副校長には現在第四峡田小学校の養護をつかさどる主幹教諭である小金澤里織が昇任して着任いたします。そして大門小学校には汐入小学校の主幹教諭である榎本辰紀が昇任して着任いたします。次のページを御覧ください。第六日暮里小学校の副校長として足立区立足立入谷小学校の副校長の榎本洋子が転任いたします。

転出でございます。汐入東小学校の副校長の水田博が校長として、葛飾区立東水元小学校に昇任して着任いたします。そして、第三峡田小学校の副校長の川嶋美武が台東区の統括指導主事として転出いたします。第四峡田小学校の副校長の石田龍雲は世田谷区立八幡小学校

の副校長に転任いたします。そして、第七峡田小学校の主幹教諭の石田潤ですが、足立区立千寿双葉小学校の副校長に昇任して転任いたします。尾久小学校副校長の中川清彦は昇任して足立区立千寿第八小学校の校長として昇任して転任いたします。尾久第六小学校の副校長の深澤綱文は江戸川区立西小松川小学校の副校長に転任いたします。赤土小学校副校長の首藤睦は、新宿区立四谷第六小学校の校長に昇任して転任いたします。尾久宮前小学校副校長の執行和弘も校長として足立区立皿沼小学校に転任、昇任いたします。第六日暮里小学校副校長の井上大輔は、豊島区立高松小学校の副校長に転任となります。

併せて中学校を御報告いたします。第四中学校の副校長として墨田区教育委員会の現在指導主事の図師和哉が昇任して着任いたします。そして、第九中学校の副校長に現在、夜間の副校長である高橋勝彦が転任いたします。その第九中学校の夜間学級ですが、新たに葛飾区立綾瀬中学校の主幹教諭である大塚尚弘が昇任して着任いたします。

そして、転出の方を御覧ください。行政転出となりますが、現在、第四中学校の副校長の加藤則之は行政転出ということになってございます。そして、第九中学校の副校長の和田剛は、葛飾区立高砂中学校の校長に昇任して転任となります。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 教育長** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして何か御質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 教育長** 質疑を終了いたします。

議案第１６号について、御意見はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

- 教育長** 討論を終了いたします。

議案第１６号について、御異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 教育長** 異議ないものと認めます。議案第１６号「荒川区立学校等の園長、副園長、校長及び副校長の任用について」は原案のとおり決定いたします。

次に報告事項に移ります。

初めに、報告事項ア「学校建替えに伴う教育センター等の機能移転について」でございます。本件につきましては、令和８年４月１０日荒川区議会文教・子育て支援委員会への報告まで公正を確保する必要がございますため、会議規則第１１条の規定により会議を非公開として報告を受けたいと思いますが、御異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 教育長** 異議ないものと認めます。報告事項アにつきましては、会議を非公開として報告を受

けます。

(非公開)

- **教育長** 次に、報告事項イ「いじめ重大事態発生について」ですが、個人情報を含む案件でございますので、会議規則第 11 条の規定により会議を非公開として報告を受けたいと存じますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

- **教育長** 異議ないものと認めます。本件につきましては、会議を非公開といたしましたので、一度委員会を閉めさせていただきます。教育部長と教育センター所長を除き、退出をお願いいたします。

<退室>

<入室>

- **教育長** それでは、報告事項ウ「令和 8 年度社会教育関係団体への補助金について」、生涯学習課長より説明をお願いします。
- **生涯学習課長** 「令和 8 年度社会教育関係団体への補助金について」御報告をさせていただきます。資料は 43 ページとなっております。社会教育関係団体補助金を交付するに当たりましては、社会教育法の第 13 条の規定に基づきまして、社会教育委員の会議で意見を聴取させていただきました。資料に記載のとおり了承されましたので、御報告をさせていただきます。

1 の生涯学習課所管分でございます。団体補助としまして 9 団体に対して、合計 155 万 7,000 円。それから事業補助といたしまして、番号 10 番からなります。11 事業に対して合計 561 万 2,000 円。補助予定額の合計は 694 万 3,000 円となっております。

資料を 1 枚おめくりいただきまして、続いて 2 の教育総務課所管分でございます。日程の関係上、私のほうから当日御説明させていただきましたので、引き続きこちらから御説明をさせていただきます。

教育総務課所管分でございます、団体補助としまして区立小中学校の PTA 連合会に対して 24 万 9,620 円。事業補助では、合宿通学の実行委員会に計 20 万円、補助予定額が合計 44 万 9,620 円となっているところでございます。

併せて 3 のスポーツ振興課所管分でございます。事業補助としまして、3 事業に対しまして合計 80 万 5,000 円となっているところでございます。

大変雑駁ではございますが、御説明は以上です。よろしくお願いいたします。

- **教育長** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問などございますでし

ょうか。

- **中澤委員** 2番の教育総務課所管分のところで、PTA連合会から頂いた補助金を活用しまして、POPというイベントをやらせていただきましたので、この場を借りて御礼を申し上げます。ありがとうございます。これは全額POPですか。
 - **教育総務課長** あと講演会や地区別のイベントも合算されております。
 - **中澤委員** では、一部ということですね。ありがとうございました。
 - **教育長** そのほかに何かございますか。
 - **繁田委員** 1つよろしいですか。これは各団体とか代表者から申請があって、それを認める形でしょうか。何件あって、何件を認めたかというのを、もしよろしければ参考に教えていただきたい。
 - **生涯学習課長** 今、繁田委員から御質問ありましたとおり、各団体からの申請に基づきまして補助を決定しているといった手続の流れになっております。申請団体数、交付団体数とも同一でございます。団体においてはこの9団体から御申請を頂いて、9団体とも了承いただいたというところでございます。また、事業においても、申請いただいたものについては各団体全て了承されているといった状況でございます。
 - **繁田委員** 甘くないですかとか言わないほうがいいですか。
 - **生涯学習課長** 例えば当日の社会教育委員の会議の質疑の中でも、それぞれの委員の皆様、学識経験者の方、それから地域代表の方から御意見を頂戴しておりまして、例えば、細かいところで申し上げますと、19番の荒川たんけんクラブというところ、子ども村ホッとステーションの20万円の補助ということで、子ども村ホッとステーションさんについては、日頃から不登校の子どもたちへの支援をしていただいている団体ということを委員の皆様は御存じの方も多くて、こういった事業については拡充されていくものなのかとか、そういった御質問いただいています。その中においては、今回の新しい事業としましては、ホッとステーションを利用している不登校の子どもたちだけではなく、様々な子どもたちに一緒に交流をしながら体験する機会を作っていこうという新しい取組であるといったところで、さらに不登校支援等々の子どもたちへの支援も拡充していくものでありますといったことで、頂いている計画をきちんと御説明させていただいて、質疑をしているといったところでございます。
- また、ほかの参考意見として頂いた意見でございますが、少年キャンプ、キャンプチャレンジ共和国のような、そういった体験事業は非常に大切な事業であるといったところでは、若い世代の方たちが、子どもたちにとって大人よりもより近い憧れのお兄さん、お姉さんの活動を身近に感じることで、さらに子どもたちの体験につながるだろうと、そういった機会をどんどん増やしていってほしいという御意見を頂きました。そういったところでいいです

と団体補助の中の7番から9番、この3つの団体とは、ユース育成支援という昨年度この時期に御報告させていただきました、若者を中心とした地域活動を行っていただいている団体の支援において、子どもたちの体験、例えばあらかわぼっせは、先ほどのPOPにもブース出展をしていただきました。川の手荒川まつりだけではなく、そういった地域活動の中でも、子どもたちの体験機会を作っていただいている団体です。また10番等のキャンプ事業についても、荒川区少年団体指導者連絡会の組織でシニアリーダー部という、高校生、大学生が中心となっている組織がありまして、そういった子どもたちに近い年齢のお兄さんお姉さんが、子どもたちと一緒にこういった体験機会をつくっていくと。そういった部分で地域の団体の御協力も頂きながら区としても支援していくと、それをどんどん広げていきたいというところが7番、8番、9番のユース育成支援であるというところを御説明いたしまして、委員の方からもそういった支援を続けていってほしいといった御意見を頂戴しているところでございます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。大丈夫ですか。

〔「なし」の声あり〕

○**教育長** それでは、この件につきましては以上といたします。

次に、報告事項工「伝統工芸技術継承者育成支援事業におけるステップ2への更新について」生涯学習課長より説明をお願いします。

○**生涯学習課長** 伝統工芸技術継承者育成支援事業、通称、私ども「匠育成事業」と呼ばせていただいております。ステップ2への更新について御報告させていただきます。ポイントでございます。令和8年度における本事業について保持者及び継承者の意見を聴取した結果を御報告するものでございます。

内容でございますが、まず短期現場実習生（ステップ1）から弟子入り修業（ステップ2）への更新結果を御説明させていただきます。

今回ステップ1で実習をしていたのは2名でございまして、そのうちの1名の方がステップ2へと進むこととなりました。ステップ2へ進んだ実習者は木版画摺の小川信人様の下で実習を行っていました、渡井高奈さんでございます。なお、もう1名松木一浩さんという方がステップ1で修業の見習いに入っていたのですが、御本人の希望で、ステップ1で終了するといったところになってございます。簡単にヒアリングをした中でいいますと、松木さんはふだん時間の融通が利くお仕事ということで、こういった伝統工芸技術を身につけるチャレンジをしてみたいということで御応募いただきました。その仕事との両立といった部分で、ステップ2への継続は難しそうだということで、御本人からお申し出があり、ステップ1で終了となったものでございます。

次にステップ２の補助内容でございます、継承者への研修手当としまして月額５,０００円。保持者への材料費補助として月額１万２,０００円。また継承者への家賃補助として月額３万円。研修手当の交付期間終了後に区内に引き続き居住する者について、最長２年間の家賃補助を月額３万円を支給するといったものでございます。

御説明は以上です。よろしくお願いいたします。

- 教育長** ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質問はございますか。

〔「なし」の声あり〕

- 教育長** それでは、この件につきましては、以上といたします。

続きまして、報告事項オ「令和７年度『奥の細道矢立初めの地子ども俳句相撲大会』の結果について」生涯学習課長より説明をお願いします。

- 生涯学習課長** 「令和７年度『奥の細道矢立初めの地子ども俳句相撲大会』の結果について」御報告をさせていただきます。令和７年度の今大会では、区内の小学校１５校８３チームから予選の申し込みを頂きました。荒川区俳句連盟による選考を行いまして、１８チームを選出しまして、書面審査により横綱を決定いたしました。

大会の概要でございます。項番２に記載のとおり、予選を通過しました１８チームには決勝句１句を模造紙に書いていただき、デザインや工夫も併せて書面審査を行ったところでございます。審査員につきましては、現代俳句協会副会長の対馬康子氏を審判長としまして、荒川区俳句連盟会長の佐々木忠利氏、素盞雄神社の能圓坊貴子氏の３名で審査を行っていただいております。千秋楽最終日決勝に出場した１８チームが在籍している小学校は記載のとおりでございます。審査員の点数の合計点で順位を定めまして、横綱から関脇、１位から４位までを決定しました。現在入賞チームの句集及び上位３チームのパフォーマンス動画を作成しているところでございます。間もなく完成をいたしますので、完成次第、句集の配布、動画配信を行う予定でございます。

項番３に決勝出場校、項番４に対戦結果を参考までに記載してございますので御覧いただければと存じます。

雑駁ではございますが、御説明は以上です。よろしくお願いいたします。

- 教育長** ただいまの説明につきまして、何か御質問はございますか。

これは書面審査になっているのですね。

- 生涯学習課長** はい。

- 教育長** いつから書面審査になったのですか。

- 生涯学習課長** もともとは大会形式で実施をしてございました。コロナ禍を経て動画配信での対戦方法というのを行いまして、その後の結果を動画で配信が見られるといったことで御好

評も頂いた、また対馬先生などからもいい取組だという評価を頂いているところで、コロナ禍以降、こういった取組をさせていただいています。

参考までに昨年度の実施状況を御説明させていただきますと、昨年度は荒川区俳句のまち宣言10周年の記念大会としまして、スポーツセンターの小体育室を活用しまして、大会形式と併せて動画配信の双方のハイブリッド型の大会を実施したところでございます。節目の年には、そういった大会形式もやっていきたいと思っておりますが、この動画配信の形で今後も続けていきたいと考えているところでございます。

- 教育長** 毎年対戦形式をやる予定はないのですか。
- 生涯学習課長** 現状においては、まずもってあともう1点、この秋口からふるさと文化館が大規模改修の工事に入ること、実はそういった大会を行うための備品等が外部の倉庫に入る関係もあって、準備がなかなか難しいというところがございます、当面はこの形でやらせていただければと考えているところでございます。
- 教育長** 以前、お話ししたかもしれないですけども、ちょうど私が社会教育課長のときにこの事業を始めまして、生涯学習センターの地下の研修室、あの場所から始めて、その後、素戔雄神社のほうに移って行きました。大垣市との子ども俳句相撲、今はないようですが、子どもたちが俳句を通してパフォーマンスをして、そのパフォーマンスを含めた審査があり、それを競い合って横綱を決めると。大垣市の俳句相撲を倣った形です。要は結びの地と旅立ちの地で、結びの地に少し倣いましょうということで、結びの地で行っていたものを荒川区でも旅立ちの地でやりましょうという、そういう流れできたのです。大垣市の子どもたちのパフォーマンスが非常に生き生きしていたので、私は大変いいなと思っていました。

今は上位の方は動画配信をすると、そういう感じなのでしょうか。パフォーマンスをしたいなら上位に入りなさいみたいな、そういう感じになってはいるようです。文化館の改修はあるにしても、いずれやはり子どもたちにそういうパフォーマンスをして、俳句で相撲するという、その喜びをまた味合わせてあげたいなと思っています。今後、実施方法等、ぜひ検討していただければと思います。子どもたちにとってよりよい方法を考えていただければと思います。以上です。

- 生涯学習課長** まさに子どもたちのそういったパフォーマンスを含めたところの審査で、またそのアクションを起こすということで、子どもたちの記憶にもすごく残る、そういった機会になるのかなと思いますので、御指摘踏まえて検討していきたいと思っております。
- 教育長** ありがとうございます。この件につきましては、以上といたします。

本日の審議事項及び報告事項は以上ですが、その他といたしまして2点ございます。まず1つ目は教育長職務代理者の指名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13

条第2項におきまして、教育長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うことと規定されております。繁田委員の教育長職務代理者としての任期が本年4月1日までとなっております。4月2日からは教育長職務代理者として長島委員にお願いしたいと存じます。任期は1年でございまして、令和9年4月1日までとなります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

2点目は議席の指定です。荒川区教育委員会会議規則第5条におきまして、委員の議席は教育長が定めることと規定されております。新しい議席案を配付いたしますので、御確認いただければと存じます。

ただいま配付させていただきました議席案を4月2日以降、対面の会議の場合の議席として定めさせていただきます。それから、今後は席順が変わります。よろしくお願い申し上げます。

次でございしますが、教育委員会の日程につきまして事務局から何かございしますか。

- 教育総務課長** 本日は、総合教育会議から長丁場、大変お疲れさまでございました。こちらの定例会、今年度最後の会議でございます。1年間委員の先生方には御多忙の中、スケジュールを御調整いただきながら、様々な事業に御参加賜りまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、資料49ページを御覧ください。来年度の定例会及び協議会の日程案でございまして、原則としてこれまでどおり第2・第4金曜日の定例会開催としておりますが、来年度も学校現場の状況を直接御確認いただく現地視察を予定してございまして、5月22日には小学校、10月23日は中学校の視察をそれぞれ協議会の中で計画してございます。子どもたちの学ぶ姿を直接御覧いただければと存じますので、どうぞ御調整方、お願い申し上げます。

続きまして、50ページ中段の3、その他の予定を御覧ください。新年度がスタートして間もなく、4月6日月曜日には小学校、7日の火曜日には中学校の入学式がそれぞれ挙行されます。既に学務課長のほうから該当校の御案内が行っているかと存じます。今回の入学式から、こちらに臨席の教育の管理職も出席をさせていただく予定としてございます。

続きまして、次回の定例会となります4月10日の金曜日におきましては、会議終了後の午後4時から退職校長の感謝状贈呈式を隣の304、305会議室で予定してございます。教育発展に御尽力いただいた校長先生方の門出を祝す大切な式典でございまして、引き続きの御出席を賜ればと存じます。

御案内のとおり来年度は組織改正もございまして、教育委員会事務局はより大きな組織となって、様々な課題解決に向けて取り組んでまいります。1年間のお礼とともに来年度も御指導賜りますよう、引き続きよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○**教育長** この件につきましては、よろしいですね。

ほかに何かございますか。

○**教育総務課長** 1件、前回の定例会にて宿題とさせていただいた御報告をさせていただきます。

前回の教育委員会定例会において中澤委員、八木委員から学童、にこにこすくーる事業についての御質問がございまして、御回答申し上げます。

まず、中澤委員からの御質問、学童に登録している児童が当日、急ではあるけれども、「にこすく」のほうに行けるのかという質問でございます。今年度までの所管である児童青少年課に確認をいたしましたところ、形態が2つございますので、2つお答え申し上げます。学校内で総合プランとして、学童と「にこすく」を一体で運営している施設につきましては事業者が同じでございますので、学童と「にこすく」に両方登録することは、運用としてはできないと。ただ、そもそも同じ場所で運営してございますから、実質同じ場所で活動しているのというところでございます。次の御回答、学校外の学童クラブにつきましては、学童クラブ事業と「にこすく」事業は、それぞれ事業者が違いますので、こちらではそれぞれ両方に登録することができると。したがって、学童と「にこすく」の両方登録をしている児童につきましては、学童クラブを休んで「にこすく」を利用することはできると。ただし条件がございまして、学童クラブでは毎日児童の出欠確認をしていることから、「にこすく」に行く場合には、当日の朝までに学童クラブに欠席の連絡をしていただきたいというのが、回答の内容でございました。

続きまして、八木委員からの御質問の内容は、「にこすく」は登録制になっているけれども、登録している全員の児童が会場に来た場合の対応というのは可能なかどうか、というような御趣旨の御質問があったかと存じます。回答といたしましては、児童がふだんよりも多く参加する場合といたしましては、イベントなどの実施が想定されますけれども、イベントを実施する場合には、事前に申し込み制にするなどして、その参加児童数を把握して対応できる職員体制を組んでいるとのことでございます。もう1つ、ふだんの日、イベントがない日の場合には、年間の利用状況を見ながら、職員体制を組んでいますため、なるべく対応できるよう確保はしているものの、想定以上の児童が来た場合には、事業者の本部職員や周辺地施設の職員が応援に入るなどして、対応できるような体制を整えているというのが回答の内容でございました。

長くなりましたけれども、説明は以上とさせていただきます。

○**教育長** いかがですか。

○**八木委員** その当時からその説明は聞いておりますが、それであっても100%とは言えない

ですね。利用状況を調査していて、人数の想定はされているのでしょうけど、天変地異とか何かがあったときに登録している子どもが全員来ないとは言えない。絶対100%そうであるとは言えないので、そういう可能性を考えていただきたいと思います。何があるか分からないというところで、私はそのときも納得できないという話をさせていただきました。今も納得はしていないので、子どもが本当に偶然、全員同時に来たいと思ったみたいなの、そういうことがないとは限らないと思います。

○**教育総務課長** 御指摘ありがとうございました。今、まさに事業移管の引継ぎをしているところでございまして、私、来週の月曜日には新登校・放課後サポート課長と引継ぎの打合せを実施する予定でございますので、いま一度、所管の児童青少年課長と新たに着任する登校・放課後サポート課長と係長も交えて、頂いた御指摘についてどのように今後対応していくのかについては協議をさせていただいて、しかるべきときには御報告させていただければと思います。御指摘ありがとうございます。

○**教育長** よろしいですか。

○**八木委員** 結構です。

○**教育長** 中澤委員は大丈夫ですか。

○**中澤委員** 新年度になっても学童、「にこすく」のルールというのは引き継がれるということでしょうか。

○**教育総務課長** 基本的には、これまでの体制を引き継ぐという形で、今まさに引継ぎをやっているところでございますので、そのように認識をしてございます。

○**中澤委員** そうすると新年度、新しく入学してくる子たちに説明会があると思うのですが、そのときに事例としてこういったことは伝わるのでしょうか。学童休んで「にこすく」に行きたい。その学校は一体型なのでできませんとか、学校外にあるので、こういうこともできますということを保護者に伝えるのでしょうか。

○**教育総務課長** スクリレなどを活用して、トラブルがないようにしっかり丁寧に説明をしたいと思います。

○**中澤委員** お願いします。ありがとうございます。

○**教育長** この件につきましてはよろしいですかね。ありがとうございました。

では、以上をもちまして、教育委員会令和8年第6回定例会を閉会とさせていただきます。

—了—